

## 新潟医療福祉大学図書館・学習支援委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学教育・学生支援機構規程に基づき設置された新潟医療福祉大学図書館・学習支援委員会（以下「委員会」という）について定める。

## (目的)

第2条 委員会は、保健医療福祉連携教育の更なる発展を目指し、その発展的活動の拠点となることを目的とする。

## (任務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館・学習支援の運営に関すること
- (2) 図書館が提供するサービスの企画立案に関すること
- (3) 学習支援の体制および企画立案に関すること
- (4) 全学の学習環境および情報環境の整備に関すること
- (5) その他図書館および学習支援に関して必要な事項

## (組織および任期)

第4条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 各学科から選出された教員1名ないし2名
- (3) その他委員会が必要と認めた教職員

2 前項(2)(3)の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員および教職員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

## (会議)

第6条 委員会の審議は過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の列席を求め、意見を聴くことができる

## (専門部会)

第8条 委員会は必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長は、委員会委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会の委員は、委員会委員以外の者からも選任できるものとし、委員長が委嘱する。

(審議結果の報告)

第9条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を教授会に報告するものとする。

2 委員長は、学則10条で定める教育研究に関する事項の審議結果の決定にあたっては、教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について教授会に意見を求めることができる。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、図書館・学習支援課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、図書館および学習支援に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(改正)

第12条 この規程の改正は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学図書館・情報委員会規程（平成20年9月8日施行）は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。